

地域農業経営基盤強化促進計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第 1項の規定により、地域農業経営基盤強化促進計画を定めましたので、同条第 8項の規定により公告するとともに、その関係書類を一般の縦覧に供します。

令和 7年 3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
名古屋市緑政土木局農政部都市農業課
(名古屋市役所西庁舎 5階)

2 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日以外の日の午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、正午から午後 1時00分までを除きます。

名古屋市緑政土木局農政部都市農業課